

沼津市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した、令和2年度財政援助団体監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年2月25日

沼津市監査委員	大川正博
同	宇佐美文男
同	高橋達也

沼産農第 505 号  
令和 3 年 2 月 2 日

沼津市監査委員 大 川 正 博 様  
沼津市監査委員 宇佐美 文 男 様  
沼津市監査委員 高 橋 達 也 様

沼津市長 頼 重 秀 一

監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、令和 3 年 1 月 5 日付け沼監第 45 号の 3 の財政援助団体監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項	講じた措置の内容
<p>(1) 指摘事項 ア 協議会規約等の適正性の検証と遵守について 協議会の規約及び会計処理規程において、事務局について一部明記されていない事項があり、また決裁の専決規定がないのに事務処理では事務局長専決となっているものが見受けられた。協議会の規約等について、適正性を検証した上で遵守を徹底されたい。</p>	<p>協議会として、規約等についての適正性を検証し、沼津市茶業振興協議会規約第 10 条において事務局長が農林農地課長であることを具体的に明記すること、また決裁の専決規定について沼津市事務決裁規程に倣い協議会規約に専決規定を新たに設けることを決定した。市としても、今後、当該協議会へ適切なアドバイスを行うとともに、指摘事項に対する対応状況の確認を行う。</p>

指摘事項	講じた措置の内容
<p data-bbox="240 324 780 546">イ 源泉徴収事務の適正な執行について お茶講座の講師謝礼等の支払いにおいて、所得税源泉徴収が行われていなかった。源泉徴収事務について、今後は適正に執行されたい。</p>	<p data-bbox="836 371 1367 593">協議会として、源泉徴収事務を適正に執行をするため、源泉徴収の納付に係る事務の内容等を確認し、マニュアルを作成した。今後遵守すべき事項の徹底を図っていく。</p>